

平成30年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 平成30年3月6日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和対策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 富士 青美

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 常任委員会委員の選任について
- 第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 第 7 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）
- 第 8 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）
- 第 9 議案第 1 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 2 号 安堵町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 6 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7 号 安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 8 号 安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 9 号 安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第10号 安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第11号 安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第12号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第13号 安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第22 議案第14号 安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第15号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第24 議案第16号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第17号 安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例の制定について
- 第26 議案第18号 安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第19号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第20号 平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について
- 第29 議案第21号 平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について
- 第30 議案第22号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第31 議案第23号 平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第32 議案第24号 平成30年度安堵町一般会計予算について
- 第33 議案第25号 平成30年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第34 議案第26号 平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第35 議案第27号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第36 議案第28号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第37 議案第29号 平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第30号 平成30年度安堵町水道事業会計予算について
- 第39 報告第 3号 平成30年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

ただいまより、平成30年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

まず最初に、撮影・録音許可申請の願いが出されております。

申請者は、奈良市法華寺町2-4 奈良日日新聞社でございます。

黒田様より、申請が出されておりますけれども、このことに関しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） はい。異議なしと見ます。

どうぞ。

それでは、西本町長より、招集の挨拶を受けます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

町長（西本安博） はい。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

今年の冬は、記録的な豪雪に見舞われるなど、非常に厳しいものでありましたが、ようやく春の気配が漂ってきた今日この頃でございます。

また、平昌オリンピックでは、チームパシュートにおける日本チームのワンラインの見事な滑りや羽生選手の演技など、日本の人々の心を感動させる数多くの選手の活躍により、我々の国民性を再認識したところでもございます。

そして、東大寺の「修二会」、いわゆる「お水取り」が終われば、大和路にも本格的な春が訪れてまいります。

一方、3月4日の安堵町議会議員補欠選挙におきまして、めでたく当選の榮譽を得られました2名の議員におかれましては、本町が益々発展していくよう御尽力、御協力をお願い申し上げます。

そのような折でございますが、平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも御多忙のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

本年は、明治維新から150年の節目の年となる記念すべき年でございます。国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で明治150年に関連する多様な取り組みが推進されています。

安堵町におきましても、この機会に、明治維新の魁として活躍した人々、その後、日本の近代化に大きく貢献した人々の功績をいろいろな手法で全国に発信し、併せて、歴史文化観光拠点の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございます。

専決処分等の報告案件が3件、人事案件が1件、条例の一部改正及び制定が18件、平成29年度補正予算と平成30年度当初予算案件と合わせて、合計33件でございます。

中でも、平成30年度に町立学校の空調整備を計画していたところでございますが、国の平成29年度の補正予算が成立したことで、前倒して国庫交付金の採択の内定がございました。従いまして、本日、提案させていただきます、平成29年度一般会計補正予算において予算措置をするとともに、翌年度への繰越明許費を計上させていただいたところでございます。

それでは、平成30年度当初予算の主要施策について、その概略を申し述べさせていただきます。

予算総額33億6,700万円で、前年度比1億6,700万円、5.2%の増でございます。

まず、1番目に議会費でございます。

議会費につきましては、積極的な議員活動と住民への広報に必要な経費を計上いたしました。

2番目に総務費でございます。

防犯カメラの設置経費、電算システム等の運用経費、Jアラート新型受信機導入及び、町内全域放送設備等の住民サービスに欠かせない情報発信に要する経費、移動手段を確保するためのコミュニティバス運行等の経費を計上させていただきました。

3番目に民生費でございます。

高齢者福祉を始め住民福祉に要する経費、学童保育を始め子ども・子育て支援事業として、相談事業も併せた子育て広場の運営、認定こども園の開設に向けた準備等に要する経費等を計上いたしました。

4番目に衛生費でございます。

母子保健健康増進等の各種事業、塵芥処理事業及びごみ処理広域化に必要な事業費を計上いたしました。

5番目に農林水産費でございます。

農業振興、農道整備等に要する経費を計上いたしました。

6番目に商工費でございます。

産業の振興と安堵町のボランティア活動や、案山子プロジェクトへの支援等に必要な経費等を計上いたしました。

7番目に土木費でございます。

社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁の維持のための経費、歴史文化観光ゾーン拠点整備に係る経費、町営住宅の管理に係る経費、下水道事業に係る一般会計からの繰出金等を計上いたしました。

8番目に消防費でございます。

地域の消防・防災に係る経費等を計上いたしました。

9番目に教育費でございます。

カルチャーセンター管理運営に係る経費、中央公園体育館における運営経費、小中学校における運営経費、歴史民俗資料館の運営及び町の偉人の意志を次世代に受け継ぐ事業等の文化行政推進のための経費等を計上いたしております。

10番目に災害復旧費でございます。

万一の災害時に備えての予算措置でございます。

11番目に公債費でございますが、町債の償還に必要な経費を計上いたしました。

以上のとおり、地方創生の趣旨に基づき、町政の発展に必要な施策等に、重点的に予算配分を行ったところでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、特別会計についてでございます。

国民健康保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定）、最後に後期高齢者医療特別会計、それぞれの特別会計に予算計上をしたところでございます。

御存じのように特別会計は、独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと存じております。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。以上でございます。

（西本町長 降壇）

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

ちょっと申し遅れましたですけども、本日の出席議員9名でございます。

田中議員におかれましては、先日来よりちょっと病気をされております関係上、本日の朝、御連絡をいただきまして、本日もどうしても本会議に出席できないということで、届けを出されておりますので御了承願います。以上でございます。

町長の方から挨拶を、招集の挨拶を賜りました。ここで、皆さん方にちょっとお時間を頂戴いたしまして、御了解を賜りたいと思います。

去る、私たち2月19日月曜日でございますけども、当日に、この度の議案の説明会、そしてまたその後、全員の全員協議会を開催いたしました。2月19日でございます。その折に、その当日、本日の提案されるべき議案の予算等につきまして、始終、町長の方から説明を請いました。そうした中で、先ほども招集の挨拶にございましたとおり、西本町長におかれましては、この7月でもって2期目の任期を終了されるというところでございます。

まだ未だ、西本町長におかれましては、3期目への正式な意欲というんですか、表明がございません。私たち、そのために全員協議会でもって、いろいろと話し合いをさせていただきました結果、今現在、県道の南北線、特に大和郡山広陵線でございますけれども、これの、要するに北行き、この路線につきまして、この踏切及びび踏切以北の先地、これは富雄川もしくは国道25号線に連結するルートでございますけども、こうした事業の、要するに南北線の事業の、要するに整備ということも、これは安堵町の将来にとってはなくてはならない、今半ば、途中でございます。

そして、また御承知のとおり、国土交通省の直轄工事によります、安堵町窪田地区におきますところの遊水池事業、これも事業に係ることでございます。こうした大事業を備えつつ、

西本町長におかれましては、今日、1期、そして2期、施してこられました事業の完成、これは目を見張るすばらしいものがございます。

そうしたことで、先般の協議会の中で、議員全員をもって、第3期目に推薦していきたいというような提案がございました。これは、その協議会の内容につきまして、今日、私、今お話をさせていただいているところでございます。そういうことで、つきましてはこの場でですね、西本町長に、もう3期目を目指されるかどうかということ、はっきりとした確認をしていきたいと、かように思いますけれども、皆さん方、いかがでございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議ございませんか。そしたら、西本町長、どうぞよろしくお願ひいたします。

町長(西本安博) はい。

議長(森田 瞳) はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) ただいま、森田議長から格別のお話をいただきました。本当にありがとうございます。

貴重な時間でございますが、少しお借りいたしまして、私の今後の考え方、抱負を述べさせていただきます、このように考えているところでございます。

平成22年8月4日、町長として就任以来、全力で2期8年に亘り、町政運営に取り組んでまいりました。その間、議員の皆様方には折に触れ、機会あるごとに温かい御支援と御指導をいただきましたことに感謝し、厚くお礼、まず申し上げたいと思います。

さて、就任後、私、まず手掛けさせていただきましたのは、町政運営の基本計画となる安堵町の第4次総合計画の策定でございます。これを策定いたしまして、それに基づいて町政を推進してまいりました。2期8年の取り組みといたしましては、まず教育・保育では、小学校の大規模改修、あるいは中学校給食の完全実施等なども手掛けさせていただきました。

子ども・子育て支援新制度に伴う保育環境のことにつきましては、保育所の待機児童ゼロを維持し、学童保育の充実もさせていただいたところでございます。

また、保育所の一時預かり保育施設と子育て広場の開設、これは非常に好評を今呼んでいるところでございます。

生活安全・安心の面では、「えーまち安堵安心メール」の配信サービス開始、防犯・防災・町の情報発信の町内一斉放送設備「L・RAD」の設置もさせていただきました。そして、町内全域の防犯灯・街路灯のLED化、あるいはコミュニティバスの運行では、最終的には、近鉄平端駅とJR法隆寺駅の直通運行が実現できましたので、非常に利用者が伸びているところでもあります。

また、ごみ処理事業といたしましては、10市町村による広域化への参加で、現在、具体化に向けて着々と準備をさせていただいているところでございます。

また、カルチャーセンターの空調を始めとした大規模改修、あるいは奈良コープの移動販売などもさせていただいたところでございます。

インフラ整備といたしましては、先ほど議長の方からもお話がございましたように、国土交通省の直轄事業である大和川水系総合整備事業における遊水池事業、これの準備をさせていただきまして、来年度からは、いよいよ具体的に用地買収等にも入るということでございます。

また、定住促進・産業・観光の面におきましては、家賃補助制度の開始とか、あるいは地方創生事業を活用した、富本憲吉生家の滞在型宿泊施設に再生をさせたりもしたところでございます。

また、大型商業施設のコーナンの誘致の協力、あるいは、現在進んでおります岡崎地区の10ヘクタールの大型事業用地に係る企業誘致にも、私どもも全力を傾注しているところでございます。

また、私どもの町は、住民、あるいは議会議員さん、皆さんこぞってのいろんな事業を、協同の事業をやっております。岡崎川の桜並木の育成、あるいは案山子による町づくり、盆踊り、花火大会、芋煮、町民体育祭、あったかもんグランプリ、文化祭、ツデー・ウォーク、その他いろんな事業を住民の方々と協同で町政を盛り上げていただいていることにも、感謝しているところでございます。

今、申し上げたようなことを、私は全力で取り組んでまいりました。自分としては、ある程度よくやってきたなという思いもございますが、活力のある安堵の町づくりと、将来に向けての更なる安堵の発展のためには、まだまだやらなければならないものもあるのではないかというのが、今の私の正直な考え方でございます。よく言われている言葉でございますが、2期8年で土地を耕し、食物を育ててまいりました。次期は、大きく実らせるときであると確信をしているわけでございます。

従いまして、是非とも、3期目の町政にも取り組ませていただきたい、このように考えているところでございます。議長の方からも、その一端をお話いただきましたが、3期目とい

たしましては、まずは、これ、具体化、もうしておりますが、小学校・中学校の空調設備、これを1年でやり終えたいと思っております。

それから、認定こども園の開設、そして昨今は、いろんな事件、事故もございますので、町内の防犯カメラの設置を順次やっていきたい、このようにも考えております。

また、懸案事項でございました、県道南北線、大和郡山広陵線の大和路線踏切以北の整備、これは斑鳩領を通ることもございますので、いろいろ、町同士のいろんな調整もございますが、その整備と富雄川または国道25号への延伸、このことを是非ともやり遂げていきたいと思っております。これは、私どものライフライン、あるいは産業の振興にも大きく係ってまいりますので、ここに大きく傾注をしていきたいとも考えているところでございます。

また、先ほどもお話がございました大和川水系の遊水池事業、これにつきましても、いよいよ本格的に動きかけます。このことについても、町としても全力を傾注したいなと思っております。そのようなこと、あるいは文化観光の面では、文化観光の拠点整備、これも手掛けていきたいと思っております。

そして、岡崎地区の現在開発しております、これは民間で開発していただいておりますが、ここへの大型企業の早期出店、これにも、是非とも私どもも力を入れていきたい、このように考えているところでございます。

また、生活環境の面では、広域ごみ処理施設の整備、これは着々と進んでおりますが、ここに私どももメンバーの一環として、何とかしてやり遂げていきたいと考えているところでございます。

また、福祉の面では地域包括支援システムの充実なども考えていきたい、このようにも考えているところでございます。

次期に向けての、私の今考えているところの取り組みや具体化に向けて、全力を投入してまいりたいとこのように考えております。議員の皆様方の更なる御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の3期目に懸ける熱意とさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(西本町長 降壇)

議長(森田 瞳) どうも、西本町長におかれましては、ありがとうございました。

今、町長の方から第3期目を目指すこと、事業等につきましても、いろいろと御説明をいただきました。このことに関しまして、議員同士の皆さん方、行政、そしてまた町議会共々ですね、しっかりと我々は取り組んでいかなければならない事柄でございますので、何卒、御賛同賜りますことをお願い申し上げます、次に進めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「諸般の報告」を行います。

報告でございますけれども、先般、前増井議員が、フェイスブック上での記述とは申せ、彼の行動は社会全体に、いや、安堵町住民に対し、心を痛めさせたことに外なりません。

今後、私たち安堵町議会は二度とこのような失墜事件を起こさぬよう、深くお詫びを申し、緊張感を持って議会議員として住民の信頼を得なければなりません。

以上につき、議員全員協議会にて、協議の結果を報告を申し上げます。

議員の閉会中の辞職について報告いたします。

平成30年1月25日付で、増井敬史議員から議長宛に「一身上の都合により辞職したい」旨の願いが提出されました。同日付で許可しましたことを、ここに報告をいたします。

安堵町議会が2名欠員になったことに伴い、去る3月4日に行われた町議会議員補欠選挙において当選された2名を紹介いたします。

ただいま着席されている仮議席1番 山岡敏議員と、同じく7番 松田和代議員でございます。お二人から御挨拶を頂戴したらよろしいんですけれども、一応御紹介のみとさせていただきますので、御了解賜りますようお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） 日程第2「議席の指定について」。

ただいま、仮議席1番と7番に着席されている山岡議員と松田議員の議席について、安堵町議会会議規則第3条第2項の規定により、ただいまの仮議席を本議席に決定致すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議席番号1番 山岡敏議員、7番 松田和代議員を指定いたします。

議長（森田 瞳） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 浅野勉議員、3番 大星成司議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決定いたします。

議長（森田 瞳） 日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会について、2名の欠員があります。

お諮りします。

1番 山岡敏議員及び7番 松田和代議員を、総務産業建設常任委員会委員に指名したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、山岡敏議員及び松田和代議員を、総務産業建設常任委員会に指名することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第6「議会運営委員会委員の選任」について、議題とします。

議会運営委員会について、1名の欠員があります。

お諮ります。

松田和代議員を、議会運営委員会委員に指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、松田和代議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、委員長が空席となっております総務産業建設常任委員会の、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩したいと思います。

それでは、続きましては、10時半から再開したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時30分

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

総務産業建設常任委員会の、正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長に3番 大星成司議員、副委員長に8番 岡田裕明議員、以上よろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) 日程第7 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第8号)について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

議長（森田 瞳） 先だって、議案説明諸々で、議運のときに御説明頂戴しておりますので、極簡単に教えてください。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）」、御説明をさせていただきます。

今回の補正理由につきましては、一つ目といたしまして、火葬場使用料助成金の上限額の見直しにより、当初予算額に不足が生じたので必要額を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、公営住宅の排水構造の老朽化による階を渡る水漏れ等の改修により、維持管理費に不足が生じますので、係る経費を増額補正するものでございます。

なお、早急に対応する必要がありますので、専決処分とさせていただきます、専決日については住宅の水漏れを、確認をいたしました1月17日とさせていただきます。

また、火葬場使用料助成金におきましても早急に予算措置が必要ですので、専決処分とし、専決日を同日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、253万9,000円を増額し、歳入歳出総額を33億9,118万9,000円といたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年3月6日報告

安堵町長 西本 安博

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月17日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,391,189千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月17日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上でございます。

御審議、御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第8 報告第2号「専決処分承認を求めることについて(平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第9号)について)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） それでは、引き続きまして、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）」、御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、議員2名の辞職により、不足数が議員定数の6分の1を超えることになり、町議会議員補欠選挙が実施されるに当たり、当初、予算化しておりませんでしたので、係る経費を増額補正するものでございます。

なお、1月31日開催の町選挙管理委員会におきまして、選挙期日が平成30年3月4日に決定し、係る事務を適性且つ円滑に遂行する必要がありますので、専決処分とさせていただきます。専決日を専決期日が決定をいたしました1月31日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、554万3,000円を増額し、歳入歳出総額を33億9,673万2,000円といたします。

それでは、補正予算書の7ページを御覧ください。

選挙費におきまして、総額554万3,000円の補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成30年3月6日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 専決処分書を御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分する。

平成30年1月31日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書、1ページをお願いいたします。

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,543千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,396,732千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年1月31日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 以上でございます。

御審議、御承認のほど、よろしく願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 次に、日程第9号 議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課 吉村でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明申し上げます。

安堵町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、松井睦美委員は本年3月29日をもって、任期満了を迎えられます。松井委員におかれましては、町税の納税義務者を代表する者として、平成27年3月より同委員についていただき、その間、研修等を受けられ、固定資産の評価について高い識見を有されておられます。

引き続き、同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

本件は、人事案件でございます。

討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第2号「安堵町行政組織条例の一部を改正する条例について」
を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第2号「安堵町行政組織条例の一部を改正する条例について」
を御説明申し上げます。

産業建設課の所管業務のうち、農政等に係る業務をより発展、推進するため新たに農政課
を設置し、その関係業務を農政課が執行するものとする所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。

「産業建設課」を、「農政課」と「産業建設課」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページを御覧ください。

産業建設課の分掌事務のうち、第1号の農林、水産及び畜産に関すること、第3号の農地
に関することと、新たにその他農政に関することを追加した事務を、農政課の分掌事務とす
る改正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町行政組織条例の一部を改正する条例について

安堵町行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議案第2号については、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第14 議案第6号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までを、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

(吉村総務課長 登壇)

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「特別職の職員の常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上、4議案について一括して説明を申し上げます。

まず、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、これは平成29年8月の人事院勧告により、国家公務員の棒給表、勤勉手当の支給割合を改正する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、国会において可決され、平成29年12月15日付で公布されました。

これに伴いまして、国に準じて安堵町の一般職等の給料表、勤勉手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

また、住居手当につきましては、国の廃止に準じて持ち家部分の支給を廃止するものでございます。

では、議案書第3号の新旧対照表2ページから5ページを御覧ください。

給料表の改正につきましては、平均改定率0.2%、400円の引き上げを基本とした改正でございます。

初任給については1,000円、若年層についても同額程度の引き上げとなっております。

続きまして、新旧対照表1ページを御覧ください。

次に、12月支給分の勤勉手当の支給割合の改正でございます。

一般職については、100分の85を100分の95に0.1か月分、再任用職員については、100分の40を100分の45に0.05か月分、引き上げるものでございます。

続きまして、新旧対照表6ページ、7ページを御覧ください。

住居手当の改正でございます。

住居手当につきましては、国の廃止に準じて、持ち家部分、新築から5年経過するまで、月額2,500円、5年経過後、月額1,000円を廃止するものでございます。

次に、新旧対照表7ページを御覧ください。

翌年度の勤勉手当については、今年度の支給率の引き上げ分を6月期と12月期に分割し、支給するという改正でございます。

これによりまして、一般職につきましては、6月期100分の85、12月期100分の95を一律の100分の90に改正するものでございます。

また、再任用職員につきましては、6月期100分の40、12月期100分の45を一律の100分の42.5に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、給料表の改正と12月期の勤勉手当の支給割合の改正につきましては、平成29年4月1日に遡及して適用されます。

住居手当の改正と翌年度に係る勤勉手当の支給割合の改正は、平成30年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第4号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、国会において可決されたことに伴いまして、国に準じて安堵町の特別職の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

12月支給分の期末手当の支給割合の改正でございます。

期末手当の支給割合について、12月期100分の170を100分の175に、0.05か月分引き上げるものでございます。

次に、新旧対照表2ページを御覧ください。

翌年度の期末手当につきましては、今年度の支給率の引き上げ分を6月期と12月期に分割し、支給するという改正でございます。

これによりまして、6月期100分の155を100分の157.5に、12月期100分の175を100分の172.5に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、12月の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成29年12月1日からの適用となります。

また、翌年度に係る期末手当の支給割合の改正は、平成30年4月1日からの施行となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

続きまして、議案第5号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましては、先ほどの議案第4号の特別職の職員の改正内容と同じでございますので、改正内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 最後に、議案第6号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

これにつきましては、先ほどの議案第4号の特別職の職員の給与改正と改正内容が同じでございますので、内容の説明の方は割愛させていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 議案第3号から議案第6号までの4議案について、一括して説明をさせていただきました。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、議案第3号から議案第6号まで一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、議案第3号から議案第6号まで、議案ごとに討論及び採決をいたします。
議案第3号について、討論を行います。
討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第4号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第5号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第6号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なし認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第15 議案第7号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」及び、日程第16 議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、平成30年度以降、国民健康保険制度の運営全般に係る見直しにより、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険の財政運営主体が、奈良県に移行することによる関係条文等の改正でございます。

それでは、議案第7号「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、御説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

これは、先ほども申しました県単位化によりまして、安堵町が行う国民健康保険の事業の文言の整理でございます。

目次でございます。第1章の現行、安堵町が行う国民健康保険というところでございますが、改正後は、安堵町が行う国民健康保険の事務と改めさせていただきます。

第2章につきましても、現行、国民健康保険運営協議会でしたが、改正後は、安堵町の国民健康保険の運営に関する協議会と改めさせていただきます。

第1章のところでございますが、それぞれ改正後は、国民健康保険の事務という文言を付け加えさせていただいております。

第2章のところでは、現行、国民健康保険運営協議会でしたが、改正後は、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会という形に改めさせていただいております。

第2条につきましても、現行、国民健康保険運営協議会でしたが、改正後は、市町村の国民健康保険事業に関する協議会と改めさせていただいております。

第8条でございますが、出産育児一時金でございますが、現行、県統一に伴いまして、県統一するというので、改正後は同条の各号に掲げる要件のいずれかにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、これに1万6千円を加算するという文言でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 続いて、議案第8号でございます。

議案第8号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

先ほども御説明をさせていただいたとおり、平成30年度から継続可能な医療体制を構築するために、国民健康保険の県単位化が実施されます。それにより、財政運営が奈良県に移行することによる改正でございます。

主な改正内容といたしましては、安堵町の国民健康保険税賦課方式を医療分、後期高齢者支援分に関しまして、4方式から3方式、また介護保険分につきましては、4方式から2方式に変更させていただきます。

これに伴いまして、県が示された標準保険料率に基づき、安堵町の30年度の国民健康保険税率を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条の課税額でございますが、第2条1項で、現行、課税額の説明をさせていただいておりましたが、改正後は第2条第1号と、号建てをさせていただきます、1号の基礎課税額、また2号では後期高齢者支援金等課税額、3号では介護納付金課税被保険者というふうな形で号建てをさせていただき、改正をさせていただいております。

続いて、2ページの方をお願いいたします。

2ページでございますが、第2条の2項でございます。

2項の資産割額という、現行、資産割額を入れておりましたが、改正後は2方式、4方式から3方式になる関係で、資産割を廃止させていただいて削除させていただいております。

また、号建てをした関係で、第2条第2項の前項第1号というふうな形で改正させていただいております。

第2条第3項、第4項につきましても、それぞれ第1項の第2号、第1項の第3号というふうな形で改正させていただいております。

続いて、3ページをお願いいたします。

3ページ、第4条でございますが、国民健康保険の被保険者に係る資産割額、これは現行、改正後は廃止をさせていただいておりますので、削除をさせていただいております。

それに伴いまして、第5条からの条ずれが生じたので、改正後は第5条を第4条と改めさせていただいております。

3 ページ、4 ページ、5 ページ。3 ページ以降でございますが、賦課方式を4 方式から3 方式、また4 方式から2 方式に変えた関係でそれぞれ金額を変更させていただいております。それでは、議案第8 号の本文を朗読させていただきます。議案書を朗読させていただきます。

議案第8 号

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 次のページ以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、議案第7 号及び議案第8 号について、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第7号及び議案第8号について、議案ごとに採決いたします。
議案第7号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 議案第8号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の日程第17 議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」及び、日程第18 議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第9号「安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。この二つにつきましては、医療費の助成事業でございます。

本改正につきましては、所得税法の改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いが変更され、現行の控除対象配偶者と同じ範囲を示す用語である「同一生計配偶者」と改正するものでございます。

それでは、議案第9号の新旧対照表1ページをお願いいたします。

第4条 助成金の支給制限でございます。

現行、控除対象配偶者を改正後は、同一生計配偶者とするものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第9号

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

住民課長（辻井弘至） 続いて、議案第10号でございます。

先ほども御説明をさせていただきました、ひとり親家庭等医療費助成の一部改正と同じ文言の改正でございます。

新旧対照表1ページでございます。

第2条の助成要件でございますが、現行、控除対象配偶者を改正後は、同一生計配偶者と改めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） どうぞ、御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、議案第9号及び議案第10号について、一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、議案第9号及び議案第10号を議案ごとに討論、採決いたします。

議案第9号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 議案第10号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第19 議案第11号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号「安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、先ほども御説明をさせていただいた中で、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療費を確保する法律第55条の2の規定が新設されたことに伴う、所要の改正を行うものであります。

これは、多くの病院施設等が存在する広域連合の医療給付が、増えることで生じる財政の不均衡を調整するための制度でございます。

75歳到達により、後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例を適用し、従前の所在地の広域連合の被保険者となるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただき、1ページを御覧ください。

第3条 保険料を徴収すべき被保険者でございますが、先ほども御説明させていただいた法律第55条の2項の規定が新設されたものによる改正でございます。

第3条の1項2号でございますが、改正後は第55条第1項の後ろに「法第55条の2第2項において準用する場合を含む。」という文言を付け加えさせていただいております。

また、第3号1項の3号でございますが、ここにも「法第55条の2第2項において準用する場合を含む。」を付け加えさせていただいております。

第4号につきましても、同様の改正をさせていただいております。

2ページの附則でございますが、75歳到達で住所地特例等を適用する関係上、従前の住所での広域連合の被保険者となるため、改正後は附則を省略させていただいております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第20 議案第12号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（岡田眞地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田眞地子） 健康福祉課 岡田です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第12号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

第7期介護保険事業計画に定める介護保険給付の推計量に基づき、介護保険料の総額が推計されたことから、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。このことは、1月31日の介護保険運営協議会におきまして、答申いただいたものです。

改正内容につきましては、保険料は月額5,700円から6,580円、基準額の年額6万8,400円から7万8,900円に改定となります。

また、過料の対象者を第1号被保険者から被保険者に拡大します。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） めくっていただきまして、1ページ、安堵町介護保険条例の一部を改正する条例の条文につきましては、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

よろしく、御審議、御可決、賜りますようお願い申し上げます。

（岡田健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第21 議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」から日程第24 議案第16号「安堵町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（岡田真地子） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。岡田健康福祉課長。

（岡田健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（岡田真地子） 失礼いたします。

議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」、議案第14号「安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第15号「安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び、議案第16号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、指定居宅サービス事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が公布されたことにより、関連しますので一括して説明させていただきます。

それでは、議案第13号「安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」、御説明いたします。

趣旨目的については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が奈良県から町に移譲されることに伴い、その基準を定めるものでございます。

当町では、介護保険法、厚生労働省令等で定める全国一律の基準、奈良県同条例の基準に基づき居宅介護支援等を行ってまいりました。町独自で定めるものはなく、国・県の基準を引き続き採用します。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号

安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する 条例の制定について

安堵町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） 続きまして、1ページ、条文をお願いします。

第1章 総則 第1条から第3条、指定居宅介護支援等、この事業を実施するために必要な基準、定義及び申請者の要件を定めております。

めくっていただきまして、2ページ、第2章 基本方針といたしましては、第4条 要介護状態においても、可能な限り、居宅で自立した日常生活を営むための基本方針を明記しています。

3ページから20ページ、第3章、第4章につきましては、第5条から第33条になりますが、人員、運営に関する基準を明記しています。

同じく、20ページ、第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準、第34条 事業の準用に当たり、必要な読み替えを基準省令どおりと規定します。

施行日は平成30年4月1日でございますが、経過措置といたしまして、平成33年3月31日までの間は、介護支援専門員の管理者とすることはできます。以上です。

続きまして、議案第14号「安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、この改正内容に準じて本条例において、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、連携に努める機関に障害福祉制度の相談機関を加えます。第3条の規定です。

支援開始の内容、手続きの説明及び同意を加えます。

サービス事業者等の具体的取り扱い方針を加えます。

記録の保存年限の整備を行います。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第14号

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） めくっていただいて、1ページ、安堵町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の条文につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続きまして、議案第15号「安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

議案第14号と同じ省令が公布されたことにより、この改正内容に準じて本条例において所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護につきましては、サービス提供者の経験年数等を改めます。

地域密着型通所介護については、共生型の基準を設けます。

認知症対応型通所介護については、ユニット型の利用定員を改めます。

小規模多機能型居宅介護看護、小規模多機能型居宅介護につきましては、サテライト型に関する基準が創設されることに伴い、従業員数等の規定を加えます。

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護及び、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、身体的拘束等の適正化を定めます。

記録の保存年限の整備及び、その他法改正による条ずれの解消でございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田真地子） めくっていただいて、1ページ、安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の条文につきましては、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

最後になります、引き続き、議案第16号をお願いします。

議案第16号「安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の一部を改正する条例について」を御説明いたします。

議案第14号、第15号と同じく、同省令が公布されたことにより、この改正内容に準じて、本条例において所要の改定を行うものであります。

主な改正内容につきましては、介護予防認知症対応型通所介護の利用定員等を改めます。
介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に介護医療院に関する基準が創設されること、身体的拘束等の適正化について定めます。

記録の保存年限の整備です。

それと、介護保険法を引用する条項等について整理を行います。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第16号

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（岡田眞地子） めくっていただいて、1ページ、同条例の条文につきましては、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

以上、議案第13号から16号まで、一括して説明させていただきました。

よろしく、御審議、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

（岡田健康福祉課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、議案第13号から議案第16号までを一括して質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、議案第13号から議案第16号まで、議案ごとに討論、採決を行います。
議案第13号について、討論を行います。
討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 全員です。

お座りください。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 議案第14号について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第15号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第16号について、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第25 議案第17号「安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

総務課長（吉村良昭） はい。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第17号「安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例の制定について」を御説明申し上げます。

この度、あつみ台地区に整備いたしました交流館は、地域住民が集まり、交流する拠点を設けるとともに地域経済の活動拠点として、カフェやマルシェ、レンタルオフィスなど、自らも経済活動ができる環境を備えた複合的な施設を整備し、地域経済の活性と地域住民の交流を活発にすることで地域の活性化を図ることを目的に、国の補助金を活用して「安堵町交流館なでしこ」を整備いたしました。

交流館の名称「なでしこ」は、建設が小規模であることから安堵町の町花から「なでしこ」に命名いたしました。

条例の内容でございますが、「安堵町交流館なでしこ」の設置及び管理に関し、目的施設の構成、使用許可及び使用料等を条例で規定しております。

なお、この条例の施行日は、平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第17号

安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例の制定について

安堵町交流館なでしこ設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

なお、この「なでしこ」の、「交流館なでしこ」の設置及び管理に関する条例でございますけれども、第11条に交流館の管理運営に関し、必要な事項は規則で定めとなっております。

この辺のことにつきましては、議会開会中または会期外でございまして、できますならばこの規則等をですね、私たち議会の方に、再度、いろいろと内容のことについてお聞きしていきたい部分もございますので、会期外ではございまして、また後に、この辺の運用等に関して御質問をさせていただくことがあろうかと思っておりますけれども、その節はよろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第26 議案第18号「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） おはようございます。産業建設課 堀川でございます。

それでは、議案第18号「安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について」、御説明させていただきます。

本件につきましては、都市公園法及び都市公園法施行令が改正され、令第8条第1項におきまして、都市公園における運動施設の敷地面積の割合を条例で規定するように改正されたことに伴い、当町におきましても都市公園条例につき、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表より御説明させていただきます。

第1条の6といたしまして、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の、当該都市公園の敷地面積に対する割合を令の規定に準拠し、「100分の50」とする旨の規定を追加いたしました。

この条例の公布は、施行の日からとさせていただきます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第18号

安堵町都市公園条例の一部を改正する条例について

安堵町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第27 議案第19号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） それでは、議案第19号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年2月7日に公布されたことに伴い、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、平成29年度に引き続き、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、損害補償の算定の基礎となる扶養親族の加算額を、配偶者については加算額を引き下げ、子どもについては加算額を引き上げる改正がなされたため、本条例においてもこれに基づき、必要な改正を行うものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表より説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第2条につきましては、引用しております法令の条項の改正を行うものでございます。

同法第36条を、これらの規定を同法第36条第8項に改め、及び第36条を、及び第36条第8項に改めるものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

条例第5条第3項につきましては、損害補償の算定の基礎となる加算額の改正でございます。

配偶者の加算額を333円から217円に引き下げ、子どもの加算額を267円から333円に引き上げるものでございます。

また、括弧書きで規定されております、非常勤消防団員等に配偶者及び子どもがいない場合の扶養親族にあつては、そのうち一人については300円が加算されておりましたが、今回の改正で加算が廃止されました。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

（吉村総務課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第28 議案第20号「平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第10号)について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） それでは、議案第20号「平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1億8,194万7,000円を追加し、歳入歳出総額を35億7,867万9,000円といたします。

今回の補正理由につきましては、歳出につきまして大きく5つございます。

一つ目といたしましては、保険料の軽減に伴う基盤安定化のための国民健康保険特別会計への繰出金。

同じく、高齢者医療特別会計への繰出金の増額補正でございます。

二つ目といたしましては、障害者介護給付事業等の増加に伴う自立支援給付費、及び地域支援事業費の増額補正でございます。

三つ目は、中央公園体育館のトップライトからの雨漏りが、平成29年10月22日の台風21号により明らかとなり、改修工事が必要な状態でしたが、年度内の特別交付税が見込まれますので早急に対応したく、係る経費を増額補正するものでございます。

なお、工事完了は一定期間を要し、3月末までの工期が難しいことから翌年度への繰越事業とさせていただきます。

四つ目といたしましては、平成30年度事業計画として申請をいたしておりました学校施設空調整備事業が、国の平成29年度第1次補正予算に盛り込まれました学校施設環境改善交付金として、この度前倒しで内示の決定を受け、急遽、係る経費の増額補正をお願いするものでございます。

なお、事業完了が次年度となるため、翌年度への繰越事業とさせていただきます。

五つ目といたしましては、人事院勧告による給与改定等に伴う増額補正並びに、人事異動等に伴う各款の人件費に係る予算余剰及び不足分の財源更正でございます。

それと、歳入につきまして、2つございます。

台風21号により発生しました町内の災害廃棄物処理の経費につきまして、国庫補助交付の見込みとなりましたので、補助相当額を財源更正するものでございます。

二つ目は、低所得者の介護保険料軽減のための低所得者保険料負担金が、当初予算額を下回ったことによる財源更正でございます。

それでは、補正予算書により御説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。中ごろでございます。

民生費でございますが、国民健康保険医療助成費、そして後期高齢者医療費助成費で繰出金として補正をさせていただきます。

中ほど、介護保険事業費、自立支援給付費は障害者・児補装具支給費の増額によるものでございます。

続きまして、15ページ、お願いいたします。

15ページ、教育費、教育総務費の委託料及び工事請負費でございますが、町立学校施設整備・設計監理の委託及び工事請負費で、151,400千円の増額補正でございます。

16ページ、めくっていただきまして、保健体育費で、体育施設管理費でございます。雨漏りの改修工事で2,534千円の増額補正でございます。

なお、二つの工事につきましては、事業完了が翌年度となるため繰越事業とさせていただきます。

また、歳入でございますが、9ページ、お願いいたします。

中ほど、国庫補助金で、教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金として、25,378千円の補助金でございます。

また、繰越金でございますが、めくっていただきまして、繰越金として、歳出の不足及び財源更正等の調整のための補正予算でございます。

最後に、町債でございますが、学校教育施設等整備事業債として、113,100千円の増額補正でございます。

従いまして、6ページ、お願いいたします。第三表 地方債補正を御覧ください。

学校教育施設等整備事業の限度額を113,100千円といたします。

また1ページ戻っていただきまして、5ページ、第二表の繰越明許費を御覧ください。

土木費、道路橋梁費におきまして道路改良事業1,700千円、土木費、都市計画費におきまして下水道事業特別会計繰出金100千円、教育費、教育総務費におきまして町立学校大規模改造事業（空調整備）151,400千円、保健体育費におきまして体育館改修事業2,534千円が、いずれも事業完了が翌年度となるため、合計155,734千円を次年度に予算を、繰越をいたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第20号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝）　続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第20号

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

平成29年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ181,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,578,679千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表　繰越明許費」による。

（地方債補正）

第3条　地方債の追加は、「第三表　地方債補正」による。

平成30年3月6日提出

生駒郡安堵町長　西本　安博

総合政策課長（富井文枝）　以上でございます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

（富井総合政策課長　降壇）

議長（森田　瞳）　これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第29 議案第21号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第21号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出しをすることにより、国民健康保険被保険者の負担軽減を図るための財源更正を行うものでございます。

補正予算書4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額といたしまして、△229千円でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額229千円でございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第21号

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第21号

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

平成29年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 以上でございます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第30 議案第22号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（石橋史生） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。石橋上下水道課長。

（石橋上下水道課長 登壇）

上下水道課長（石橋史生） 上下水道課 石橋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第22号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」、御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、まず、平成29年8月に人事院より勧告されました給与改定等により影響が生じます人件費について、増額補正をするもので、併せてその財源となる一般会計繰入金についても増額補正するものでございます。

次に、繰越明許費でございます。

公共下水道事業におきまして、事業の完了が翌年度となるため、予算を次年度に繰越させていただきます。

それでは、詳細について、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、款1下水道事業費、項1下水道費、目1下水道総務費におきましては、退職手当組合負担金として80千円を。

同款、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費におきまして、給料及び職員手当等として670千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただいて7ページをお願いいたします。

歳入としまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金におきまして、750千円の増額補正でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第二表の繰越明許費でございます。

下水道事業費におきまして、公共下水道事業14,000千円を事業の完了が翌年度となるため、次年度に予算を繰り越しいたします。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第22号

平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第22号

平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成29年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,150千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成30年3月6日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

上下水道課長（石橋史生） 以上でございます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いたします。

(石橋上下水道課長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第31 議案第23号「平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長(辻井弘至) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） 住民課の辻井です。よろしくお願ひします。

議案第23号「平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、平成29年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定し、負担金の増額による補正でございます。

それでは、補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、これは基盤安定負担金でございます。

補正額といたしまして、170千円の補正でございます。

歳入といたしまして、6ページでございます。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。

補正額として、170千円でございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第23号

平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月6日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 補正予算書、1ページをお願いいたします。

議案第23号

平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月6日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（辻井弘至） 以上でございます。

どうぞ、御審議、御可決のほどよろしく申し上げます。

（辻井住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次の、日程第32 議案第24号「平成30年度安堵町一般会計予算について」から日程第38 議案第30号「平成30年度安堵町水道事業会計予算について」までを、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。

それでは、議案第24号から議案第30号、平成30年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算、並びに水道事業会計予算について、一括して御説明をさせていただきます。

平成29年の経済状況は、企業収益が過去最高を記録するなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある中、地方経済の先行きにつきましては、緩やかな回復が期待されるものの、成果を十分に実感できない地域においては、隅々までの効果を波及させる必要があり、成長と分配の好循環を確立すべく国の施策が進められているところでございます。

平成30年度の地方財源確保への国の対応につきましては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に取り組みつつ、安定的に財政運用を行うことができるよう、必要な経費を地方財政計画に計上されたところでございます。

地方においても、引き続き、経費全般について節減合理化に努めるよう求められており、本町におきましても、歳入財源の大変厳しい中ではございますが、補助金、繰入金、地方債等を活用し、予算編成を行ったところでございます。

それでは、議案第24号 一般会計予算でございます。

一般会計の総額は、33億6,700万円で、前年度に比べ1億6,700万円の増額、5.2%の増となっております。

町税におきましては、町民税では給与所得者の減により減収となり、固定資産税においても評価替え年度に当たり、家屋等の減価により減収となる見込みでございます。

地方交付税におきましても、地方税収や国税収入が高水準であるにも係らず、社会保障関係費の増加により、地方への交付額が減額となり、減収を見込んでおります。

一方、地方消費税交付金におきましては、消費の伸び等により増収となる見込みでございます。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金等の増により増額を見込んでおります。

町債におきましては、社会資本整備総合事業に係る公共事業債等に加え、歴史・文化観光ゾーン整備に係る新規発行业債等の増により増額を見込んでおります。

財源の不足につきましては、繰越金及び財政調整基金の繰り入れ等により予算の確保に努めたところでございます。

歳出につきましては、安心して子育てができる環境整備といたしまして、学童保育の充実、認定こども園開設に向けた準備、一時預かり保育及び子育て広場運営に加え、利用者支援事業等の充実に係る経費、加えて、子ども・子育て支援計画策定に向けたアンケート調査経費。

健康づくり包括ケアシステムの充実など、引き続きの健康・医療・介護に要する経費。

生活環境基盤の整備・推進といたしまして、老朽化対策に係る道路等のインフラ整備等地域生活基盤整備、国の重点課題であります公共施設等の適性管理に要する経費。

ごみ広域化に伴う経費。

防災・減災対策の充実として、今年度本格化いたします国直轄事業の遊水池関連事業に係る計画等の経費。

安心・安全で災害に強い町づくりを構築していくため、防犯カメラの設置、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機の導入、消防団活動服の購入経費。

そのほか、平成30年は明治元年から起算しまして満150年に当たる年であり、関連事業といたしまして、町の偉人の遺志を継承し次世代へつなぐ事業経費や町の更なる活性化のための事業といたしまして、観光拠点の整備に要する経費など、「第4次安堵町総合計画」並びに、「安堵町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて必要な諸経費を、計上をさせていただきました。

法の改正に基づく経費は優先的に計上し、経常的経費については節減合理化に努めながら、住民サービスの質の向上に努めるよう予算編成を行ったところでございます。

次に、特別会計予算でございます。

議案第25号 国民健康保険特別会計予算の総額は、9億5,190万円で、県統一化による共同事業等が県一括の事業となるため、前年度に比べ2億50万円の減額、17.4%の減でございます。

次に、議案第26号の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は、134万1,000円でございます。

次に、議案第27号の下水道事業特別会計予算の総額は、2億8,980万円でございます。

次に、議案第28号の介護保険特別会計（保険事業勘定）予算総額は、第7期計画の初年度といたしまして、7億4,890万円でございます。

次に、議案第29号の後期高齢者医療特別会計予算の総額は、9,480万円でございます。

最後に、議案第30号 平成30年度安堵町水道事業会計予算は、水道事業費用1億7,354万5,000円、資本的支出7,732万円を、合計をいたしました総額は、2億5,86万5,000円で前年度対比1,459万5,000円の増、6.2%の増となっております。

一般会計では、1億6,700万円の増額となるものの特別会計合計では、△2億2,620万9,000円の減となっており、水道事業会計を除く、一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、54億5,374万1,000円で前年度よりも、△5,920万9,000円、1.1%の減でございます。

以上、平成30年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算、並びに水道事業会計予算でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(富井総合政策課長 降壇)

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第24号は、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、議案第25号から議案第30号までについて、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第30号までは、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました各予算審査特別委員会の、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩といたします。

12時20分から再開したいと思います。

休 憩 午後0時15分
再 開 午後0時25分

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会の、正副委員長の互選結果を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 2番 浅野勉議員、副委員長 3番 大星成司議員。
特別会計等予算審査特別委員会委員長 5番 島田正芳議員、副委員長 8番 岡田裕明議員です。以上、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第39 報告第3号「平成30年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川産業建設課長。

（堀川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀川雅央） 産業建設課 堀川でございます。

それでは、報告第3号「平成30年度安堵町土地開発公社予算の報告について」、説明させていただきます。

報告書を2枚めくっていただきまして、予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度安堵町土地開発公社の事業計画でございます。

公有地売却事業といたしまして、安堵町小集落地区事業用地を18,005千円で町への売却を予定しております。

次に、2ページをお願いいたします。

公有地取得事業でございますが、平成30年度におきましては、予定はございません。

続きまして、予算について御説明させていただきます。3ページでございます。

第2条 収益的収入は18,006千円で、その内訳といたしまして、5ページにお示しさせてもらっているとおり、公有地取得事業収益18,005千円と受取利息の1千円でございます。

収益的支出は、18,005千円でございます。

これは、現金を伴わない公有地取得事業原価でございます。

3ページに戻っていただきまして、第3条 基本的収入は380千円で、この内訳といたしまして、6ページにお示ししているとおり、町からの利子補給金380千円でございます。

資本的支出といたしまして、15,717千円、この内訳といたしまして、借入金に対する利息の支払経費として事業外費用で380千円、借入金の償還費用といたしまして、借入金償還金で15,337千円でございます。

4ページにお戻りください。

第4条 借入金でございますが、その限度額を15,400千円とさせていただいております。

次のページ以降につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成30年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

平成30年3月6日報告

安堵町長 西本 安博

産業建設課長（堀川雅央） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上、地方自治法の規定に基づく報告とさせていただきます。

（堀川産業建設課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の本会議は、3月16日午前10時開会です。
本日は、これで散会します。
お疲れでした。

散 会
午後0時30分
